

# 第26期 定時株主総会 招集ご通知

- 🕒 開催日時：平成28年5月27日(金)午前10時
- 🏢 開催場所：東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 5階 瑞雲の間  
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

株式会社テイラー

証券コード：7610

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社グループは平成28年2月期の決算を終えましたので、その概要をご報告申し上げます。

国内経済は政府の経済政策や金融緩和政策を背景に、国内需要は設備投資が緩やかな増加基調にあり、雇用・所得環境の着実な改善を背景に底堅く推移しているものの、個人消費は消費税増税以降、低迷から脱し切れておらず、また、世界金融システム不安や新興国経済の減速に伴う影響や中東情勢の緊迫化など、依然として先行きが不透明な状況にあります。

当社グループが展開するマルチパッケージ販売事業が属する業界におきましては、スマートフォンの拡大等に伴う市場の変化により、主要商材である家庭用ゲーム・CD・DVDがここ数年著しいダウントレンドにあり、厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境下にあることを直視し、各商材の業界動向やトレンドの変化、お客様のニーズを素早く捉えて事業運営に反映してまいります。また、取扱商材の売場構成最適化と新規商材の投入や新たな店舗パッケージの開発を行い、新規顧客を取り込むとともに、一層のコスト管理を実施することにより、売上及び利益の最大化に努めます。

今後とも皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 寺田 勝宏

### ▶ ティーツーの経営理念

私たちは、創業以来「満足を創る」という理念を掲げて事業を発展させてまいりました。当初、満足の対象は、“お客様”でありましたが、業容の拡大とともに、“あらゆる関係者の方々”と理解するようになりました。そして「満足を創る」ための行動指針として、私たちは「ティーツーの七感」を掲げております。

- ①変化を観る目をもつ
- ②お客様の声を聴く耳をもつ
- ③親しみと感謝の気持ちを表す口をもつ
- ④自らを律し常に向上しようとする心をもつ
- ⑤常に新しい価値と独創性を創り出す頭をもつ
- ⑥お客様が次に何を望むのか時代がどう変わるのかを感じる勘をもつ
- ⑦お客様に親身にそしてけなげに接するひたむきな姿勢をもつ

### ▶ 目次

● 株主の皆様へ	1
● 第26期定時株主総会招集ご通知	2
● 株主総会参考書類	4
第1号議案 定款一部変更の件	4
第2号議案 取締役5名選任の件	5
第3号議案 監査役1名選任の件	8
第4号議案 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件	9
第5号議案 取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	23
第6号議案 当社の従業員に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	27
● 提供書面	30
事業報告	30
連結計算書類	57
計算書類	60
監査報告書	63
メモ	67
● 会社の概要・株主メモ・ホームページのご案内	69
● TOPICS	70

証券コード 7610  
平成28年5月12日

株 主 各 位

岡山市北区今村650番111  
(東京本部:東京都品川区西五反田七丁目1番1号  
住友五反田ビル5階)

## 株式会社ティーツー

代表取締役社長 寺田 勝宏

### 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |        |  |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年5月27日(金曜日)午前10時   |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号<br>メルパルク東京 5階 瑞雲の間<br>(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の株主総会<br>場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。) |

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

#### 3. 目的事項 報告事項

1. 第26期(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役  
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                   |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件                  |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件                  |
| 第4号議案 | 大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件 |

**第5号議案** 取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

**第6号議案** 当社の従業員に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

#### 4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

(アドレス <http://www.tay2.co.jp/>)

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類及び事業報告・計算書類・連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tay2.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ・決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。
  - ・定時株主総会後に株主の皆様にお送りしておりました事業報告書「株主の皆様へ」につきましては、招集ご通知の送付をもって代えさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

今般の会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員~~の範囲が社外取締役、社外監査役から、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）~~、監査役に拡大されたため、定款規定を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意（監査役の全員一致をもって行う監査役会の同意）を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p>（損害賠償責任の一部免除）</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、社外取締役については100万円以上、社外監査役については300万円以上、会計監査人については500万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p>（損害賠償責任の一部免除）</p> <p>第28条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>、<u>監査役</u>及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>については100万円以上、<u>監査役</u>については300万円以上、会計監査人については500万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(5名)が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	てらだ かつひろ 寺田 勝宏 (昭和42年1月19日)	平成2年4月 エイアイユーインシュアランスカンパニー (現AIU損害保険㈱) 入社 平成9年2月 当社入社 平成13年3月 当社店舗開発部長 平成13年8月 当社執行役員店舗開発部長 平成16年3月 当社執行役員事業開発カンパニーC00兼サー ビスカンパニー店舗開発部長 平成18年5月 当社執行役員事業開発カンパニーCEO兼店舗 開発部長兼施設開発部長 平成19年3月 当社執行役員古本市場カンパニーC00兼店舗 運営部長兼販売促進部長 平成20年3月 当社執行役員営業副本部長兼店舗運営部長 兼販売促進部長 平成20年5月 当社取締役営業副本部長兼店舗運営部長兼 販売促進部長 平成23年5月 当社取締役営業本部副本部長兼店舗運営部 長 平成24年3月 当社取締役営業本部店舗運営部長 平成25年3月 当社取締役店舗開発部長 平成26年1月 当社代表取締役社長兼経営企画部長兼店舗 開発部長 平成26年3月 当社代表取締役社長兼チーフ・コンプライア ンス・オフィサー兼営業本部長 平成26年5月 当社代表取締役社長兼営業本部長 平成26年7月 ㈱モ・ジュール代表取締役 (現任) 平成27年3月 当社代表取締役社長 (現任)	290,400株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
2	たけだ さとし 武田 聡 (昭和38年12月3日)	昭和62年4月 ㈱ヴィクトリア入社 平成20年1月 当社入社 平成20年1月 当社古本市場カンパニー商品企画部副部長 平成20年3月 当社営業本部商品企画部副部長 平成24年3月 当社営業本部第一商品企画部長兼チーフパイヤー 平成25年3月 当社店舗運営部長兼商品企画部長 平成26年3月 当社営業本部副本部長兼店舗運営部長 平成26年5月 当社取締役営業本部副本部長兼事業開発部長 平成26年8月 カードフレックスジャパン(㈱)取締役 平成26年11月 ㈱スペースチャンス代表取締役社長(現任) 平成27年3月 当社取締役事業開発部長 平成27年3月 カードフレックスジャパン(㈱)代表取締役(現任) 平成28年3月 当社取締役営業本部長兼事業開発本部長(現任)	400株
3	ふじ わら かつ じ 藤原 克治 (昭和44年12月27日)	平成5年4月 ㈱東海銀行(現㈱三菱東京UFJ銀行) 入行 平成13年1月 当社入社 平成19年3月 ㈱アイ・カフェ(現当社) 管理部長 平成23年7月 当社経営企画本部経営企画部副部長 平成24年3月 当社管理本部経理部長 平成25年4月 当社経理部長兼人事部長 平成26年3月 当社管理部長 平成26年5月 当社取締役管理部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成27年3月 当社取締役経理財務部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成27年3月 インターピア(㈱)取締役(現任) 平成27年11月 ㈱モ・ジュール取締役(現任) 平成28年3月 当社取締役管理本部長兼経理財務部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー(現任)	一株
4	おお たに まさ き 大谷 真樹 (昭和36年1月22日)	平成9年7月 ㈱メディア・プランニング・エージェンシー代表取締役 平成12年1月 同社㈱インフォプラントに社名変更 平成19年7月 同社ヤフーバリューインサイト(㈱)に社名変更 取締役会長 平成19年12月 同社取締役(非常勤) 平成20年4月 八戸大学(現八戸学院大学) 客員教授 平成22年7月 八戸大学・八戸短期大学総合研究所 所長 平成23年5月 当社社外取締役(現任) 平成24年4月 学校法人光星学院理事(現任) 平成24年4月 八戸大学(現八戸学院大学) 学長(現任)	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株数の
5	なべしま ともりのり 鍋嶋 智紀 (昭和51年8月28日)	<p>平成12年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)入社</p> <p>平成21年4月 同社枚方ドミナントBU長</p> <p>平成22年4月 同社TSUTAYA事業本部商品販促部販促ユニット長</p> <p>平成23年5月 同社TSUTAYA事業本部MD・販促部リサイクル・ゲームユニット長補佐</p> <p>平成24年4月 同社TSUTAYAカンパニー商品本部商品調達部ゲームユニット長</p> <p>平成25年5月 同社エンタテインメント事業本部商品本部商品調達部ゲームユニット長</p> <p>平成25年5月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成26年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)エンタテインメント事業本部商品本部MD部ゲームユニットリーダー</p> <p>平成26年12月 (株)TSUTAYA商品本部MD部ゲームユニットリーダー</p> <p>平成27年4月 (株)TSUTAYA MD・販促部ゲームユニットリーダー</p> <p>平成27年9月 (株)TSUTAYA モバイル推進部モバイル推進ユニットリーダー(現任)</p> <p>平成28年4月 (株)TSUTAYA モバイル推進部部長(現任)</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大谷真樹氏及び鍋嶋智紀氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は大谷真樹氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 大谷真樹氏及び鍋嶋智紀氏を社外取締役候補者とした理由は、主に独立した立場から当社の経営に対し、その豊富な知識・経験等を取締役に反映し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただくためであります。
4. 大谷真樹氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年であります。
5. 鍋嶋智紀氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年であります。
6. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、大谷真樹氏及び鍋嶋智紀氏との間で当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合は、両氏と当該責任限定契約を継続する予定であり、その概要は以下のとおりであります。
- 賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役平田修氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株 式数
ひらた 平田 おさむ 修 (昭和40年2月27日)	昭和61年5月 前原幸夫税理士事務所（現㈱前原会計）入所 平成10年5月 当社社外監査役（現任） 平成14年1月 ㈱前原会計税務企画部長（現任） 平成18年6月 ㈱平田企業会計代表取締役 平成27年6月 ㈱チアーズジャパン税務監査部取締役部長 （現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平田修氏は社外監査役候補者であります。
3. 平田修氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。
4. 平田修氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって18年であります。
5. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、平田修氏との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、同氏と当該責任限定契約を継続する予定であり、その概要は以下のとおりであります。
- 賠償責任の限度額は、3百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

## 第4号議案 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

平成26年5月29日開催の当社定時株主総会決議に基づき更新した、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「旧施策」といいます。）の有効期間は、本定時株主総会の終結の時をもって満了となります。当社は、旧施策の有効期間の満了を迎えるにあたり、旧施策導入後の実務の動向等さまざまな側面から検討をしてみました結果、旧施策の内容を承継し、更新することいたしました。（以下、更新の施策を「本施策」といいます。）なお、本施策の導入につきましては、当社監査役4名（3名は社外監査役）の全員から、本総会における株主の皆様のご承認と本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として同意いただいております。

### 第1 本施策導入の目的について

#### 1. 本施策の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えております。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考え方のもと、本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。また、大規模買付行為に関する対応策発動の是非を検討する際には、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続を取り、できるだけ株主意思を反映させるため、株主総会等を通じて発動の是非を検討することとしております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付等（注4）を行う者及びその

特別関係者（注５）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注６）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（注７）の合計をいいます。

なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

（注１）金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注２）金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注３）金融商品取引法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注４）金融商品取引法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注５）金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注６）金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。

（注７）金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。

## ２．当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

### （１）当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、新品とリサイクル品の書籍・ゲーム・トレーディングカード等の買取・販売を古本市場等店舗及びインターネットを通じて行っており、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じて事業運営を行っております。

当社グループは、書籍・ゲーム・トレーディングカード等の商材の複合化、新品とリサイクル品の複合化という様々な複合化を図ることで、お客様の様々なご要望にお応えする店舗づくりに努めております。また、リサイクル品については、買取・販売に適合する品質基準の設定、市場動向や

在庫状況により常に変更を求められる商品ごとの価格設定、あるいは品揃え・在庫確保に固有のノウハウとシステムと人材が必要とされ、新品商品の人気アイテムについては、生産数量が限定されている場合が多く、メーカーや卸業者等の取引先との長年にわたる信頼関係の構築が不可欠な事業であります。

当社では、この事業に必要となる固有の要件を満たすことにより、新品に比べ相対的に低価格でリサイクル品を提供し、お客様に価値を認めていただいております。当社事業の拡大はリサイクルを促進し、地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>排出抑制、地球環境保全に寄与するという側面をもち、社会的価値を有するものであり、今後ますますその重要性が増すものと考えております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・ゲーム・トレーディングカード等の分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて古本市場等店舗と同様の価値をお客様に提供するEC部門も全く同様であります。

このように、当社グループの事業においては、顧客・従業員・取引先・株主・フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきたひとつの帰結として、既存事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

## (2) 経営目標

当社グループは、日常生活におけるエンタテインメント商品の提供を通じて、お客様を満足させ、社会に貢献することを事業の目的としており、持続的な増収増益と収益性の向上の観点から、営業キャッシュ・フロー及び売上高伸長率の拡大並びに売上高営業利益率を重要経営指標と位置づけております。

書籍・ゲーム・トレーディングカード等の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗の運営につきましては、現時点におきましてはキャッシュ・フローを生み出す当社グループの中核事業であります。市場の成熟化・競合の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。また、古本及び新品とリサイクル品の映像・音楽・ゲームの買取・販売をインターネットを通じて行うEC部門につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができマルチパッケージ販売事業を補完する事業で、今後成長を期待できる部門であり、店舗運営で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

このような経営目標を着実に遂行することにより、企業価値の向上を図り、顧客・従業員・取引先・株主・フランチャイジー・地域社会の皆様を満足させることができると確信しております。

### (3) 利益還元のお考え

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、企業価値の向上に努めております。利益還元につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、配当性向25%以上を目処として、業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。

## 3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主の皆様がこれを受け入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様が判断に委ねられるべきものであります。大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様が判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、更に、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与え

る影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様への判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

更に、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。係る状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、係る見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。なお、大規模買付対抗措置の発動を検討する際には、取締役会による恣意的な判断を避け、会社と株主の皆様との間で十分にコミュニケーションを図ることが重要であるとの認識のもと、株主意思の反映にも最大限配慮しております。

なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条における遵守事項を踏まえ、これらの指針等を充足することで株主の皆様のために合理的に機能するような設計としております。

## 第2 本施策の内容について

### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2. (1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2. (2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3. (1)）、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました（後記3. (2) (3)）。

## 2. 大規模買付ルール

### (1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

本情報の具体的な内容は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりであります。

- ①大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ②大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④大規模買付行為における当社株券等の取得価額の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の内容及び条件
- ⑤大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社の経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、

財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴

- ⑥大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑦大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が提出した本情報が不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の皆様判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

## (2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から本項に定める一定期間（以下「評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためであります。

評価期間は、当該大量買付行為の内容に応じて、次の①又は②に定める期間（いずれの場合も初日不算入とします。以下「当初評価期間」といいます。）といたします。

- ①対価を現金（円貨）のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合には60日
- ②その他の大量買付行為の場合には90日

但し、当社取締役会が、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置を発動するか否かにつき、株主意思確認手続に付する旨を決定し、これを大規模買付者に通知した場合は、評価期間は、当該株主意思確認手続の終了する日まで延期されるものといたします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主の皆様を開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を満たす場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものといたします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙に定めるとおりといたします。この新株予約権には、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものといたします。

- ①大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守

しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものといたします。

- ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、取締役会が後記(3)②の株主意思確認手続に付することが相当であると判断し、当該手続において、大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られたときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものといたします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、次の各号に定める手続を経るものといたします。

①監査役の賛同

当社取締役会は、前記(2)①の要件に該当するとの判断、及び後記②の株主意思確認手続に付するとの判断、並びに最終的な具体的な大規模買付対抗措置の発動の決議にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものといたします。

②株主意思確認手続

当社取締役会が、前記(2)①の要件に該当しないにもかかわらず、大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、本項に定める大規模買付対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）において、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数の賛同を得るものといたします。

当社取締役会は、大規模買付者が意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した後、株主意思確認手続に付する可能性があるかと判断するときは、予め、株主意思確認手続において投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）として、当初評価期間の満了後であって株主確定に係る実務に照らして定めることのできる最も早い日を定めます。株主投票基準日は、その2週間前までに公告するものといたします。

当社取締役会は、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置の発動につき、株主意思確認手続に付するか否か及び株主意思確認手続に付する場合の方法を決定し、大規模買付者に通知するものといたします。

株主意思確認手続は、株主の皆様の手書による投票（以下「書面投票」といいます。）又は株主意思確認手続のために開催される総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）における投票により行います。株主意思確認手続において投票権を行使することのできる株主は、株主投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき1個の投票権を有するものといたします。

書面投票による場合は、当社は、書面投票日の3週間前までに、株主投票基準日現在の株主に対し、投票すべき議案、投票日（以下「書面投票日」といいます。）、書面投票日までに投票用紙が当社に到達すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、発送するものといたします。

株主意思確認総会における投票による場合は、株主意思確認総会の招集手続及び投票権の行使の方法は、法令及び当社定款に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準じるものといたします。

なお、株主意思確認手続中であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、いつでも株主意思確認手続を中止し、前記(3)①の手続に従って適切な大規模買付対抗措置を発動することができます。

#### (4) 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が前記(1)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合、又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の中止、又は発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

#### 4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成28年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成28年5月27日開催予定）において議案として諮り、出席株主の皆様のご過半数の賛成を得ることを停止条件として導入いたします。また、有効期間は平成30年5月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものといたします。

### 第3 本施策の合理性について

#### 1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第2に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### 2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第2において具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

#### 3. 株主の皆様の意思の反映

(1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成28年5月27日開催予定の定時株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入いたします。また、その有効期間は、平成30年5月に開催予定の定時株主総会終結の時までとされており、そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

(2) また、前記第2の3.のとおり、本施策においては、前記第2の3.(2)①のような客観的な要件によらずに大規模買付対抗措置を発動する場合には、

株主意思を最大限反映させるため、株主総会の手続に準じた株主意思確認手続において株主の皆様の賛同を得るものといたしております。

したがって、本施策における大規模買付対抗措置の発動の是非の判断には、必要に応じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

#### 4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

#### 5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本施策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 第4 本施策が株主の皆様及び投資家に及ぼす影響について

#### 1. 大規模買付ルールが株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではないので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主の皆様及

び投資家におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主様には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。係る手続を行わない場合は、当該株主様の議決権保有割合が希釈化することになります。但し、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記第2の3. (4)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じる事を前提にして売買を行った株主の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

## 別紙

### 新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件  
当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の保有する当社普通株式を除く。）100株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割当てる新株予約権の総数  
割当てる新株予約権の総数は、1,400,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使期間  
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと（但し、本施策の当初導入時に既に議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による行使は当社取締役会決議により認めることができる。）等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
9. 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上

## 第5号議案 取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社の取締役の報酬額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において報酬限度額を年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額10百万円（うち社外取締役分30万円）の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行すること及びストックオプションとして発行される新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、取締役の員数は、第2号議案が原案どおり可決されますと5名（うち社外取締役2名）となります。

1. 特に有利な条件をもって取締役に對し新株予約権を発行する理由  
当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進することを目的とし、職務執行の対価としてストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権割当の対象者  
割当日において当社に在任する取締役。
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式300,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数

の調整を行う。

(2) 新株予約権の数の上限

3,000個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

②割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- ③割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日以後10年を経過する日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社あるいは当社グループ会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要する。
  - ②権利の質入れその他の処分及び相続は認めない。
  - ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約が株主総会で承認された場合、当社は当該承認決議のあった日において、新株予約権の全部を取得することができる。
  - ②新株予約権の割当てを受ける者が、前記(6)に定める行使の条件に違反したことにより新株予約権の全部又は一部につき、権利を行使することができなくなった場合には、当該事由の発生した日において、新株予約権のうち権利を行使することができなくなった部分について無償で取得することができる。
  - ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。
- (8) 新株予約権の公正価額  
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額

の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

## 第6号議案 当社の従業員に対するストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行すること及びストックオプションとして発行される新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

割当日において、当社に在籍する従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式900,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

- (2) 新株予約権の数の上限

9,000個を上限とする。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行

行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

但し、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

- ②割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- ③割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日以後10年を経過する日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の従業員の地位を保有していることを要する。
- ②権利の質入れその他の処分及び相続は認めない。

- ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約が株主総会で承認された場合、当社は当該承認決議のあった日において、新株予約権の全部を取得することができる。
- ②新株予約権の割当てを受ける者が、前記(6)に定める行使の条件に違反したことにより新株予約権の全部又は一部につき、権利を行使することができなくなった場合には、当該事由の発生した日において、新株予約権のうち権利を行使することができなくなった部分について無償で取得することができる。
- ③その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で定めるところによる。
- (8) 新株予約権の公正価額  
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和政策を背景に、国内需要は設備投資が緩やかな増加基調にあり、雇用・所得環境においても着実な改善を背景に底堅く推移しているものの、個人消費は消費税増税以降、低迷から脱し切れておらず、また、世界金融システム不安や新興国経済の減速に伴う影響や中東情勢の緊迫化など、依然として先行きが不透明な状況にあります。

当社グループが展開するマルチパッケージ販売事業が属する業界におきましては、スマートフォンの拡大等に伴う市場の変化により、主要商材である家庭用ゲーム・CD・DVDがここ数年著しいダウントレンドにあり、厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の下、当連結会計年度の連結売上高は、主力であるマルチパッケージ販売事業におきましては、EC売上が前期比3億円増加したことに加え、平成27年3月以降に出店した新店5店舗が1億1百万円の売上増加に寄与したものの、既存店前期比△1億1千2百万円(前期比△0.4%)及び7店舗の閉店等の減収総額4億7百万円があったこと等から、差引1億8千4百万円(前期比△0.6%)の減収となりました。

また、当社グループの組織再編を目的とした連結子会社の吸収合併及び解散を視野に入れた損失が連結の収益面に影響した結果、当連結会計年度の連結売上高は292億3千6百万円(前期比△0.6%)、連結営業利益は3百万円(前期は連結営業損失3億2千7百万円)、連結経常利益は6百万円(前期は連結経常損失3億1千4百万円)となりました。

加えて、店舗等に関する減損損失8千1百万円並びに店舗閉鎖損失3千4百万円を特別損失に計上したこと等により、連結当期純損失は1億4千9百万円(前期の連結当期純損失は13億5千5百万円)となりました。

#### 【事業の概況】

当社グループは、主力とするマルチパッケージ販売事業において、厳しい市場環境の中でも利益を確保するためのコスト削減を進めると同時に、次の成長に向けた施策の実行・推進を行ってまいりました。

注力しているトレーディングカードにつきましては、専門店である「トレカパーク」のFC展開を進めており、当期においてFC店17店舗と順調に拡大いたしました。今後、当該FC店へのトレーディングカードの卸売及びロイヤルティの収益は、当社BtoB事業の部門貢献利益として連結営業利益の押上げ要因として

見込まれます。また、フィギュア及びホビーを扱うコレクターズコーナーのテスト導入を進めた既存店40店舗の売り場効率の改善が奏功したのをうけ、更なる改善を目標に8店舗についてはコレクターズコーナーの本格導入を目的とした改装を進めてまいりました。当該店舗においては利益率の改善が顕著であり、今後も本格導入店舗の拡充を図ってまいります。さらに、当社初の試みとして出店コストを抑えた古本市場パッケージ店舗の「古本市場喜連西店」が順調に推移しており、今後の出店戦略のモデルケースとして位置付け、ノウハウ蓄積に努めてまいります。

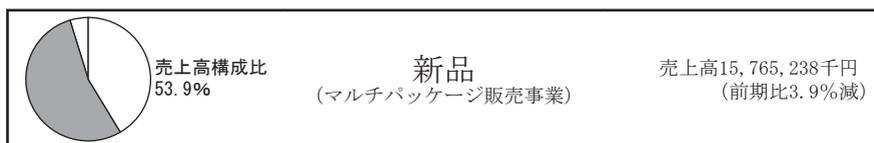
以上により、当期は主力であるマルチパッケージ販売事業が堅調に推移したことから、来期に向けた取り組みの布石となる1年となり、当事業年度の単体売上高は291億6千5百万円（前期比△0.8%）、単体営業利益は1億8千5百万円（前期は単体営業損失1億9千6百万円）となりました。

事業別売上高

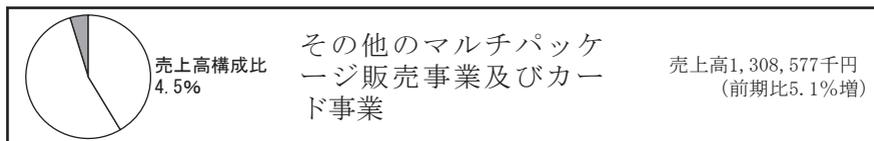
事業別／期別			第 25 期 (前連結会計年度) (平成27年2月期)		第 26 期 (当連結会計年度) (平成28年2月期)			
			金額	構成比	金額	構成比		
リ サ イ ク ル 品	本		千円 3,952,655	% 13.4	千円 3,927,611	% 13.4		
	ゲ	ム	5,811,533	19.8	5,751,720	19.7		
	C	D	436,786	1.5	392,572	1.3		
	D	V D	825,241	2.8	732,969	2.5		
	ト	レ カ	686,285	2.3	1,250,314	4.3		
	そ	の 他	46,467	0.2	107,032	0.4		
		計	11,758,970	40.0	12,162,220	41.6		
新 品	本		694,480	2.4	661,744	2.3		
	ゲ	ム	12,120,164	41.2	10,957,123	37.5		
	C	D	454,447	1.5	356,525	1.2		
	D	V D	599,989	2.0	522,228	1.8		
	ト	レ カ	1,371,143	4.7	2,003,338	6.9		
		プライベートカード	627,083	2.1	643,621	2.2		
	そ	の 他	550,136	1.9	620,657	2.1		
	計	16,417,443	55.8	15,765,238	53.9			
	レ	ン	タ	ル	691,256	2.3	689,239	2.4
	業	務	提	携	9,848	0.0	9,012	0.0
	そ	の	他		535,110	1.8	607,444	2.1
マルチパッケージ販売事業			29,412,630	100.0	29,233,155	100.0		
カード事業			8,359	0.0	2,882	0.0		
合 計			29,420,989	100.0	29,236,038	100.0		



全社での取り組みの結果、利益率の高い中古商材全体につきましては概ね下げ止まりの兆しを見せ、注力しておりますフィギュア・ホビー等コレクターズ商材や中古トレカの伸長の他、新規出店の効果もあり前期を上回りました。第27期は、更なる売り場効率の改善により、店舗の収益力拡大に努めてまいります。



新品の大きなウェイトを占めるゲームが市場環境の変化もあり前期を下回りました。第27期は、市場の安定している新品トレカや新規商材に更に注力してまいります。



TSUTAYAレンタルの売上が微減となりましたが、新規商材である古着専門店の出店効果もあり、前期を上回りました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2億1千5百万円であり、主として新規出店・店舗改装に伴う設備投資、システム投資であります。

(注)有形固定資産、無形固定資産(のれんを除く)、長期前払費用への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社の所要資金として、金融機関より新規の長期借入金として11億円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、平成27年4月30日に株式会社キヅキの全株式を売却したことにより、関連会社から除外しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

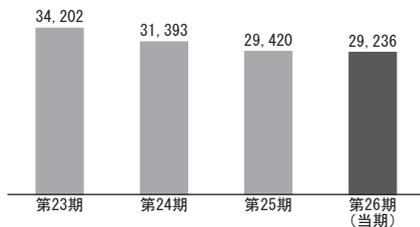
### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分/期別	第23期 (平成25年2月期)	第24期 (平成26年2月期)	第25期 (平成27年2月期)	第26期 (当連結会計年度) (平成28年2月期)
売上高(千円)	34,202,344	31,393,817	29,420,989	29,236,038
経常利益 又は経常損失(△)(千円)	619,425	232,077	△314,858	6,696
当期純利益 又は純損失(△)(千円)	244,975	△193,365	△1,355,476	△149,024
1株当たり当期純利益 又は純損失(△)(円)	473.83	△3.80	△26.79	△2.95
総資産(千円)	12,149,932	11,159,287	9,495,470	9,283,951
純資産(千円)	5,438,277	5,061,450	3,631,731	3,486,203
1株当たり純資産額(円)	10,538.45	99.98	71.73	68.73
自己資本比率(%)	44.7	45.3	38.2	37.5

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
3. 自己資本比率は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
4. 当社は平成25年9月1日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

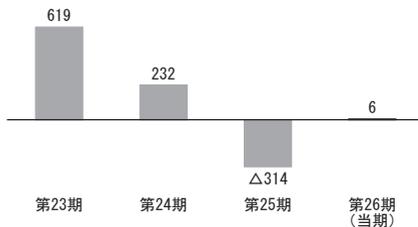
### 売上高

(単位：百万円)



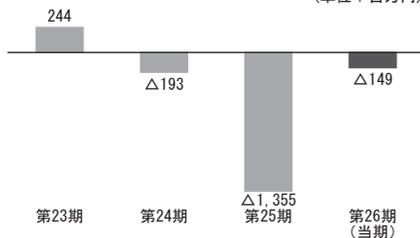
### 経常利益

(単位：百万円)



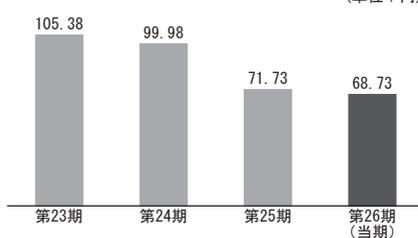
### 当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：百万円)



### 1株当たり純資産

(単位：円)



(注) 当社は平成25年9月1日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っておりますので、第23期につきましては「1株当たり純資産額」を「1/100株当たり純資産」と読み替え表示しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

区分／期別	第 23 期 (平成25年 2 月期)	第 24 期 (平成26年 2 月期)	第 25 期 (平成27年 2 月期)	第 26 期 (当事業年度) (平成28年 2 月期)
売 上 高 (千円)	34,201,173	31,390,999	29,390,336	29,165,609
経 常 利 益 又は経常損失 (△) (千円)	612,649	307,056	△199,698	182,326
当 期 純 利 益 又は純損失 (△) (千円)	238,855	△131,961	△1,432,380	△208,332
1 株当たり当期純利益 又は純損失 (△) (円)	461.99	△2.59	△28.31	△4.12
総 資 産 (千円)	12,187,890	11,266,565	9,500,947	9,224,406
純 資 産 (千円)	5,477,562	5,177,712	3,686,302	3,458,712
1 株当たり純資産額 (円)	10,614.62	102.28	72.81	68.18
自 己 資 本 比 率 (%)	44.9	45.9	38.8	37.4

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
3. 自己資本比率は、新株予約権を控除した純資産額により算出しております。
4. 当社は平成25年9月1日付で、株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第24期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権率	主 要 な 事 業 内 容
カード・フレックスジャパン株式会社	195,342 千円	100%	国際ブランド付きプリペイドカードの発行、営業、販売、運用、管理
株式会社モ・ジール	35,000 千円	100%	衣類、貴金属、雑貨、化粧品、インテリア用品等の買取及び販売

- (注) 1. カードフレックスジャパン株式会社につきましては、解散及び清算の方針を、平成28年3月31日に決定しております。
2. 株式会社モ・ジールにつきましては、平成28年6月1日に、当社を存続会社とする吸収合併により解散する予定です。

### (4) 対処すべき課題

引き続きリアル店舗に関しましては、各商材の業界動向やトレンドの変化、お客様のニーズを素早く捉えて店舗運営に反映してまいります。また、取扱商材の売場構成最適化と新規商材の投入や新たな店舗パッケージの開発を行い、新規顧客を取り込むとともに、一層のコスト管理を実施することにより、売上及び利益の最大化に努めてまいります。

なお、出店戦略に関しましては、収益性を最重視する厳選出店を行うと同時にスクラップ&ビルド及び店舗改装を実施し、店舗競争力を強化してまいります。さらに業務提携やM&Aも視野に入れ、未出店エリアへの進出・拡大を検討してまいります。

EC事業に関しましては、リアル店舗の買取力等、当社グループの経営資源を活用した商品調達の安定化とともに、独自商材を導入・育成してまいります。あわせて、物流費用を含めたコスト管理を徹底することにより、収益性の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社グループ会社における事業内容

事業区分	事業内容	主要な会社
マルチパッケージ販売事業	店頭及びインターネットでの古本の買取・販売及び新刊本の販売、メディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、DVD等）のリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売並びにフランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート、CD、DVD等のレンタル、コンビニエンスストアの経営 衣類、貴金属、雑貨、化粧品、インテリア用品等の買取及び販売	当社 株式会社モ・ジール
カード事業	国際ブランド付きプリペイドカードの発行、営業、販売、運用、管理	カード・フレックスジャパン株式会社

(6) 主要な事業所（平成28年2月29日現在）

① 本社・本部

株式会社テイソー	本社	岡山県岡山市北区
	東京本部	東京都品川区
カート・フレックスジャパン株式会社	本社	東京都品川区
株式会社モ・ジュール	本社	東京都品川区

② 店舗の状況

	第25期末 (前期末)	出店	退店	第26期末 (当期末)	増減
古本市場直営店舗	94(1)店	1店	2店	93(1)店	△1店
古本市場業務提携・FC店舗	6	1	2	5	△1
トレカパーク直営店舗	7	1	2	6	△1
ブック・スクウェア直営店舗	4(1)	—	—	4(1)	—
3 B e e直営店舗	2(2)	—	1(1)	1(1)	△1(△1)
M O - Z E A L直営店舗	1(1)	2(1)	—	3(2)	2(1)
T S U T A Y A 当社直営店舗	2	—	—	2	—
Family Mart 当社直営店舗	2	—	—	2	—
合 計	118(5)	5(1)	7(1)	116(5)	△2

(注) カッコ内の数値はTSUTAYA併設店であります。

(7) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	就業員数	前期末比増減
マルチパッケージ販売事業	294名	△35名
カード事業	2	-
合計	296	△35

(注) 就業員数には、派遣社員13名、パートタイマー・アルバイト488名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
287名	△38名	36.7歳	9.3年

(注) 使用人数には、派遣社員13名、パートタイマー・アルバイト466名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

借入先	借入金残高
株式会社山陰合同銀行	890,900千円
株式会社みずほ銀行	763,224
株式会社三菱東京UFJ銀行	683,950
株式会社三井住友銀行	255,000
株式会社中国銀行	70,052
株式会社トマト銀行	66,400
株式会社新生銀行	51,860
株式会社商工組合中央金庫	323,590

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況（平成28年2月29日現在）

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 50,601,500株（自己株式2,038,500株を除く）
- ③ 当事業年度末の株主数 6,339名

### ④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーション	9,649,200株	19.1%
株式会社TSUTAYA	7,760,100	15.3
株式会社山陰合同銀行	2,100,000	4.2
ティーツー従業員持株会	1,505,100	3.0
何積橋	1,120,000	2.2
東京海上日動火災保険株式会社	1,000,000	2.0
株式会社みずほ銀行	1,000,000	2.0
株式会社トマト銀行	800,000	1.6
株式会社中国銀行	800,000	1.6
楽天証券株式会社	760,000	1.5

(注) 1. 当社は自己株式(2,038,500株)を保有しておりますが、上位10名の株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年2月29日現在）

回次	第9回新株予約権	
株主総会決議日	平成26年5月29日	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の数	3,300個	
新株予約権の目的となる株式の数	330,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり6,500円 (1株当たり65円)	
権利行使期間	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	
行使の条件	対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相続をすることができない。 その他の条件については、平成26年5月29日開催の第24期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	・新株予約権の数 : 3,000個 ・目的となる株式数 : 300,000株 ・保有者数 : 3名
	社外取締役	・新株予約権の数 : 1個 ・目的となる株式数 : 1株 ・保有者数 : 1名
	監査役	・新株予約権の数 : 300個 ・目的となる株式数 : 30,000株 ・保有者数 : 1名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

回次	第9回新株予約権	
株主総会決議日	平成26年5月29日	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の数	8,520個	
新株予約権の目的となる株式の数	852,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり6,500円 (1株当たり65円)	
権利行使期間	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	
行使の条件	対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。 対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相続をすることができない。 その他の条件については、平成26年5月29日開催の第24期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。	
使用人等への交付状況	当社使用人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 8,450個</li> <li>・目的となる株式数 : 845,000株</li> <li>・交付者数 : 151名</li> </ul>
	子会社の役員及び使用人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数 : 70個</li> <li>・目的となる株式数 : 7,000株</li> <li>・交付者数 : 1名</li> </ul>

③ その他の新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年2月29日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 田 勝 宏	株式会社モ・ジール代表取締役
取 締 役	武 田 聡	事業開発部長 カードフレックスジャパン株式会社代表取締役 株式会社スペースチャンス代表取締役社長
取 締 役	藤 原 克 治	経理財務部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー インターピア株式会社取締役 株式会社モ・ジール取締役
取 締 役	大 谷 真 樹	学校法人光星学院理事 八戸学院大学学長
取 締 役	鍋 嶋 智 紀	株式会社TSUTAYAモバイル推進部モバイル推進ユニットリーダー
常 勤 監 査 役	塚 本 陽 二	カードフレックスジャパン株式会社監査役 株式会社モ・ジール監査役
監 査 役	平 田 修	株式会社チアーズジャパン税務監査部取締役部長 株式会社前原会計税務企画部長
監 査 役	小 松 泰 夫	
監 査 役	近 藤 麻 紀	弁護士法人ベリリーベスト法律事務所 弁護士 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協合理事

- (注) 1. 取締役大谷真樹氏及び鍋嶋智紀氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役平田修、小松泰夫及び近藤麻紀の各氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役平田修氏は、株式会社チアーズジャパン税務監査部取締役部長及び株式会社前原会計の税務企画部長であり、長年にわたり企業の会計・税務の指導を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、取締役大谷真樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
5. 平成27年5月28日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、監査役関本慎治氏は辞任により退任いたしました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

- イ. 当社と取締役大谷真樹氏及び鍋嶋智紀氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は10百万円又は下記 i. 及び ii. の金額の合計に2を乗じた額に下記 iii. の金額を加えた額のいずれか高い額としております。
- 在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の事業年度毎の合計額のうち最も高い額
  - 受け取った退職慰労金の額及び退職慰労金の性質を有する財産上の利益の額の合計額を、社外取締役に就いていた年数で除して得た額
  - 1) 新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権で、職務執行の対価として受けたものを除いたもの（以下「非報酬新株予約権」という。）を社外取締

役就任後に行使した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の行使時における当社の株式の1株当たりの時価から当該非報酬新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその払込金額の合計額の当該非報酬新株予約権の目的である株式1株当たりの額を減じて得た額に、当該非報酬新株予約権の行使により交付を受けた当社の株式の数を乗じて得た額

2) 社外取締役就任後に、当該非報酬新株予約権を譲渡した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の譲渡価額からその払込金額を減じて得た額に、譲渡した当該非報酬新株予約権の数を乗じた額

ロ. 当社と監査役平田修氏及び小松泰夫氏、並びに近藤麻紀氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は3百万円又は下記 i. 及び ii. の金額の合計に2を乗じた額に下記 iii. の金額を加えた額のいずれか高い額としております。

i. 在職中に対価、賞与その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の事業年度毎の合計額のうち最も高い額

ii. 受け取った退職慰労金の額及び退職慰労金の性質を有する財産上の利益の額の合計額を、社外監査役に就いていた年数で除して得た額

iii. 1) 新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権で、職務執行の対価として受けたものを除いたもの（以下「非報酬新株予約権」という。）を社外監査役就任後に行使した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の行使時における当社の株式の1株当たりの時価から当該非報酬新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその払込金額の合計額の当該非報酬新株予約権の目的である株式1株当たりの額を減じて得た額に、当該非報酬新株予約権の行使により交付を受けた当社の株式の数を乗じて得た額

2) 社外監査役就任後に、当該非報酬新株予約権を譲渡した場合にあっては、当該非報酬新株予約権の譲渡価額からその払込金額を減じて得た額に、譲渡した当該非報酬新株予約権の数を乗じた額

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区	分	支給人員	支給額
取 (うち社外取締役)		5名 (2)	58百万円 (4)
監 (うち社外監査役)		5 (3)	22 (11)
合	計	10	80

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、上記の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として、第9回新株予約権について平成26年5月29日開催の第24期定時株主総会にて年額10百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記には、平成27年5月28日の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役0名）を含んでおります。

#### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役大谷真樹氏は、学校法人光星学院理事及び八戸学院大学学長を兼務しております。なお、当社と当該学院及び大学との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役鍋嶋智紀氏は、株式会社TSUTAYA モバイル推進部モバイル推進ユニットリーダーを兼務しております。当社は同社との間で、店毎にフランチャイズ契約を締結しており、ロイヤルティとして売上高の一定率等を支払っております。なお、同社は当社の主要株主であります。
  - ・監査役平田修氏は、株式会社チアーズジャパンの税務監査部取締役部長及び株式会社前原会計の税務企画部長を兼務しております。なお、当社と当該会社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役近藤麻紀氏は、弁護士法人ベリーベスト法律事務所の弁護士及び公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会の理事を兼務しております。なお、当社と当該弁護士事務所及び公益社団法人との間には特別の関係はありません。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況  
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役大谷真樹	21回	100.0%	－	－
取締役鍋嶋智紀	21	100.0	－	－
監査役平田修	21	100.0	15回	100.0%
監査役小松泰夫	21	100.0	15	100.0
監査役近藤麻紀	21	100.0	15	100.0

- 取締役会における社外役員の発言状況  
 取締役大谷真樹氏は、当事業年度開催の取締役会に出席し、IT関連産業及び起業の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づいて、適切な助言・提言・意見の表明を適宜行っております。  
 取締役鍋嶋智紀氏は、当事業年度開催の取締役会に出席し、メディアパッケージ商品及びコンテンツ流通分野における豊富な経験と高い見識に基づいて、適切な助言・提言・意見の表明を適宜行っております。
- 監査役平田修、小松泰夫及び近藤麻紀の各氏は、当事業年度開催の取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な助言・提言・意見の表明を適宜行っております。
- 監査役会における社外監査役の発言状況  
 監査役平田修、小松泰夫及び近藤麻紀の各氏は、当事業年度開催の監査役会に出席し、議案審議及び監査に関する重要事項の協議等に必要発言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 三優監査法人

#### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、この決定に基づく体制の構築と運用の状況については、定期的にチェックを行うとともに、その結果を踏まえて決定自体の変更を検討し、更なる改善に努めております。

**「当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」**

- ① 当社グループにおけるコンプライアンスの基本原則として「ティーツーグループ行動規範」を定め、ほかの規程類と同様に社内所定の保存場所に公開することにより、周知徹底を図る。
- ② コンプライアンスの統括責任者として総務部門を管掌する取締役を任命するとともに、総務部門をコンプライアンス統括部門とする。コンプライアンス統括責任者は、日頃から適宜各部門長（グループ会社社長を含む）、内部監査部門及び監査役と連携の上、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
- ③ 当社グループの役員・社員をはじめすべての従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長、コンプライアンス統括部門、コンプライアンス統括責任者、又は、業務上の指揮命令系統とは独立別個の通報・相談機能として「コンプライアンス・ホットライン規程」の定める先のいずれか1先以上に報告するものとする。
- ④ 取締役会に社外取締役が常時在任する体制をとる。

**「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」**

- ① 「文書管理規程」を定め、職務の執行に係る文書・情報の適切な保存及び管理を図る。
- ② 個人情報の管理について、「個人情報保護規程」ほか関連規程を整備し、運用面では情報システム部門が状況をフォローしている。
- ③ 情報セキュリティーマネジメントについて、「情報セキュリティー管理規程」ほか関連規程に基づく体制の整備・運用を図る。

**「当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制」**

- ① 各部門（グループ会社を含む）におけるリスク把握・対応の優先度・対処基本方針の認識共有を常時行い、周知徹底する。
- ② 内部監査部門は各部門（グループ会社を含む）のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 地震その他の災害等によるリスクへの対応原則に関して「外部危機管理規程」を定め、その周知を図る。
- ④ 「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を整備し、リスクが顕在化した場合及びリスクが顕在化するおそれのある場合の対応責任部署と

報告体制を明確にする。

**「当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」**

- ① 取締役会は、大幅な権限委譲により、迅速な意思決定と機動的職務執行を推進する。その具体的内容は「取締役会規程」、「経営会議規程」、「稟議規程」及び「職務分掌・権限規程」及び「グループ会社管理規程」に明示する。
- ② 取締役会は下位会議体の充実を図り、取締役会への的確な議案付議と審議内容の深化に努める。
- ③ 取締役の職務執行については、月例の取締役会において報告する。また、各部門（グループ会社を含む）におけるそれぞれの業務基本方針に基づく目標の周知状況と達成状況を監督する。
- ④ 社内諸規程を会社の現況等に照らして遅滞なく更新するとともに、わかりやすくスリムな体系となるよう改定に努める。

**「当社グループにおける業務の適正を確保するための体制」**

- ① グループ会社の経営を円滑に遂行し、総合的に事業の発展・相乗効果を図るため、「グループ会社管理規程」の規定に従い、各グループ会社と覚書を締結する。
- ② 状況に応じてグループ会社に取り締役及び監査役を派遣するとともに、グループ統括主管部門（又は複数のグループ統括担当者）を定め、グループ会社との間に事業運営に関する重要な事項についての情報交換及び協議を行う。
- ③ グループ会社の事業運営に関する特に重要な事項については当社の承認を必要とし、取締役会において下位会議体での審議を踏まえた上決議する。
- ④ グループ統括主管部門（又はグループ統括担当者）は内部監査部門と連携して、業務の適正性に関するグループ会社の監査を行う。
- ⑤ 監査役は、グループ会社の監査を行うとともに、各社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。

**「監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」**

監査役を補助する組織を管理部門とし、管理部門担当部員の中から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役又は監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用又は契約できることとする。

**「監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項」**

補助者の人事異動・人事評価等については監査役会の意見を尊重するものとする。

**「監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」**

補助者は、監査役から受けた指示に関し、監査役の職務に必要な範囲内において、取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

**「当社グループの取締役及び使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制」**

当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ①当社グループに関する重要事項
- ②当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③法令・定款違反事項
- ④毎月の経営状況として重要な事項
- ⑤内部監査部門による監査結果
- ⑥上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社グループの事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

**「監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」**

当社グループは、「コンプライアンス・ホットライン規程」の規定に従い、監査役へ報告したことを理由として、報告者に対し不利な取扱いをしない。

**「監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」**

監査役は必要に応じて、弁護士・公認会計士並びに各分野の専門家等を活用できることとし、必要な費用等については、当社が負担する。

**「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」**

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。業務監査面において、常勤監査役は稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して、決裁以前に内容を確認し、適宜意見を述べる事が可能な体制とする。

**「反社会的勢力排除に向けた体制」**

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、総務部門を対応部門として、所轄警察署、顧問弁護士、外部顧問等との協調関係を強め

ていく。

### 「財務報告の適正性を確保するための体制」

財務報告の適正性を確保するために、代表取締役社長の指示のもとに、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な見直しを行っている。

### 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制の整備を行い、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底・強化を最重要課題と位置付けております。当連結会計年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

#### ①取締役の職務の執行について

取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名が出席しております。この体制の下で「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

#### ②コンプライアンス体制の整備について

チーフ・コンプライアンス・オフィサーの監督の下で、当社グループの取締役及び使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るための組織文化を醸成しております。また、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、これに基づく運用を実施しております。

#### ③リスク管理について

内部監査部門がグループ会社を含む各部門のリスク管理状況を監査し、リスクの低減とその未然防止に取り組み、その状況を月次の取締役会及び監査役に報告しております。また、「リスク対応管理表」及び「緊急連絡体制」を明記し、運用を行っております。また、災害を想定した訓練も適宜行っております。

#### ④監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席及び当社グループの取締役及び使用人へのヒヤリング等を実施し、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、健全な経営体制の確保に向けた助言や提言等を行っております。また、社長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査部門等との連携を図っており、加えて、監査役の職務を補助する使用人を任命し監査費用等を当社が負担するなど、監査の実効性を確保しております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ① 財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、新品とリサイクル品の書籍・ゲーム・トレーディングカード等の買取・販売を行う古本市場店舗の運営等を通じて経済活動をともにするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、すべてのステークホルダーに満足していただくことが最も重要であると考えております。このような当社の経営理念の実践を前提として、当社は、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社の主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

### ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、新品とリサイクル品の書籍・ゲーム・トレーディングカード等の買取・販売を行う「古本市場」を中心とするリアル店舗、及びこれらをインターネットを通じて行うEC部門等を営んでおり、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての事業運営を行っております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。

このように、当社の事業においては、顧客・従業員・取引先・株主・フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらしものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行うことによって確保・向上されるべきものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策について）の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

④ 当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

イ. 当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること及びその理由

当該取組みは、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成22年5月26日開催）において導入いたしました。その後、平成24年開催の定時株主総会終結時までで満了を迎えたため、平成24年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成24年5月25日開催）において承継・更新することを議案として諮り、更新をご承認いただきました。

さらに、当社は買収防衛策導入後の実務の動向等さまざまな側面から検討をした結果、本施策の重要性に変わることはないと判断し、平成26年5月29日開催の定時株主総会において承継・更新することにつき、株主の皆様からご承認を受け、同日付で更新しております。

また、その有効期間は、平成28年5月開催予定の定時株主総会終結時までとしております。そして、有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとしております。

したがって、当該取組みの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様ご意思が反映され、株主の皆様が当社の主権者であるとの基本方針に沿うものであると考えております。

- ロ.当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由  
大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利や利益に影響を及ぼすものではありません。

したがって、大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えております。

また、大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

- ハ.当該取組みが会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、当該取組みにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分に当たっては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、配当性向25%以上を目処として業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。

ただし、特別な損益等の特殊要因により税引後当期純利益が大きく変更する事業年度につきましては、その影響を考慮した配当を実施いたします。なお、内部留保金につきましては、業務の一層の効率化を図るためのシステム開発や、人材育成といった社内体制の充実等、経営基盤の確立に充当する予定であります。

# 連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,590,727	流動負債	2,843,850
現金及び預金	2,145,026	買掛金	921,082
売掛金	290,808	短期借入金	300,000
商品	3,709,880	1年内返済予定長期借入金	784,808
貯蔵品	21,468	リース債務	17,371
繰延税金資産	103,930	未払金	286,412
その他	319,613	未払法人税等	61,672
固定資産	2,693,224	賞与引当金	44,823
有形固定資産	862,947	ポイント引当金	177,380
建物及び構築物	426,683	資産除去債務	1,413
器具及び備品	173,107	関係会社整理損失金	18,540
土地	242,279	引当金	230,345
リース資産	20,877	その他	230,345
無形固定資産	232,250	固定負債	2,953,898
のれん	2,177	長期借入金	2,020,167
ソフトウェア	182,837	リース債務	15,608
その他	47,236	退職給付に係る負債	421,552
投資その他の資産	1,598,026	資産除去債務	449,075
投資有価証券	184,026	その他	47,493
長期貸付金	129,240	負債合計	5,797,748
繰延税金資産	57,972	(純資産の部)	
差入保証金	1,183,034	株主資本	3,471,709
その他	43,751	資本金	1,165,507
資産合計	9,283,951	資本剰余金	1,119,796
		利益剰余金	1,328,303
		自己株式	△141,897
		その他の包括利益累計額	5,972
		その他有価証券評価差額金	△1,569
		退職給付に係る調整累計額	7,542
		新株予約権	8,521
		純資産合計	3,486,203
		負債純資産合計	9,283,951

# 連結損益計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		29,236,038
売	上		21,257,604
売	上		7,978,433
販	費及び一般管理費		7,975,277
営	業		3,155
営	業		
	外		
	取	3,513	
	取	720	
	取	70,308	
	有価証券売却	5,011	
	持分法による投資	6,812	
	その他	23,505	109,871
営	業		
	外		
	支	33,001	
	支	55,365	
	支	15,000	
	その他	2,964	106,331
	経		
	常		6,696
特	別		
	利		
	益		
新	株	2,164	2,164
特	別		
	損		
	失		
	固	18,265	
	減	81,947	
	店	34,379	
	関	41,044	
	係	18,540	
	係	2,797	196,973
	そ		
	の		
税	金		188,113
法	人	51,248	
法	人	△90,337	△39,088
少	数		149,024
当	期		149,024

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,165,507	1,119,796	1,493,113	△141,897	3,636,519
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△15,785		△15,785
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	1,165,507	1,119,796	1,477,328	△141,897	3,620,734
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 損 失			△149,024		△149,024
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△149,024	-	△149,024
当 期 末 残 高	1,165,507	1,119,796	1,328,303	△141,897	3,471,709

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	8,260	△15,212	△6,951	2,164	3,631,731
会 計 方 針 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					△15,785
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	8,260	△15,212	△6,951	2,164	3,615,946
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 損 失					△149,024
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	△9,829	22,754	12,924	6,357	19,282
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△9,829	22,754	12,924	6,357	△129,742
当 期 末 残 高	△1,569	7,542	5,972	8,521	3,486,203

# 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,463,098	流動負債	2,808,355
現金及び預金	2,060,729	買掛金	917,251
売掛金	289,401	短期借入金	300,000
商品	3,677,543	1年内返済予定長期借入金	784,808
貯蔵品	20,599	リース債務	17,371
前渡金	14,851	未払金	284,797
前払費用	192,400	未払法人税等	60,120
繰延税金資産	103,930	未払消費税	85,371
未収入金	62,312	未払費用	116,221
その他	41,331	預り金	9,050
固定資産	2,761,308	賞与引当金	44,214
有形固定資産	861,368	ポイント引当金	177,380
建物	377,515	資産除去債務	1,413
構築物	48,790	その他	10,354
器具及び備品	171,905	固定負債	2,957,338
土地	242,279	長期借入金	2,020,167
リース資産	20,877	リース債務	15,608
無形固定資産	232,250	退職給付引当金	429,094
のれん	2,177	資産除去債務	444,974
ソフトウェア	182,837	その他	47,493
その他	47,236	負債合計	5,765,694
投資その他の資産	1,667,688	(純資産の部)	
投資有価証券	25,887	株主資本	3,451,759
関係会社株式	176,393	資本金	1,165,507
長期貸付金	129,240	資本剰余金	1,119,796
関係会社長期貸付金	140,000	資本準備金	1,119,796
長期前払費用	41,711	利益剰余金	1,308,354
繰延税金資産	57,972	利益準備金	16,117
差入保証金	1,179,442	その他利益剰余金	1,292,236
関係会社長期未収入金	26,672	別途積立金	1,740,000
その他	2,040	繰越利益剰余金	△447,763
貸倒引当金	△111,672	自己株式	△141,897
資産合計	9,224,406	評価・換算差額等	△1,569
		その他有価証券評価差額金	△1,569
		新株予約権	8,521
		純資産合計	3,458,712
		負債純資産合計	9,224,406

# 損 益 計 算 書

（平成27年 3月 1日から  
平成28年 2月 29日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高 価		29,165,609
売 上 原 価		21,191,476
売 上 総 利 益		7,974,132
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,788,959
営 業 業 外 収 益		185,173
受 取 利 息	4,901	
受 取 配 当 金	720	
受 取 賃 貸 料	70,308	
有 価 証 券 売 却 益	5,011	
そ の 他	22,386	103,329
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33,001	
不 動 産 賃 貸 費 用	55,365	
支 払 手 数 料	15,000	
そ の 他	2,810	106,176
経 常 利 益		182,326
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,164	2,164
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	789	
減 損 損 失	37,660	
店 舗 閉 鎖 損 失	34,379	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	248,111	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	111,672	432,612
税 引 前 当 期 純 損 失		248,121
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	50,547	
法 人 税 等 調 整 額	△90,337	△39,789
当 期 純 損 失		208,332

# 株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から  
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
			別積	途金	繰越利益金
当 期 首 残 高	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	△223,645
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					△15,785
会 計 方 針 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	△239,431
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 損 失					△208,332
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△208,332
当 期 末 残 高	1,165,507	1,119,796	16,117	1,740,000	△447,763

	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△141,897	3,675,877	8,260	2,164	3,686,302
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		△15,785			△15,785
会 計 方 針 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△141,897	3,660,092	8,260	2,164	3,670,516
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 損 失		△208,332			△208,332
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			△9,829	6,357	△3,472
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△208,332	△9,829	6,357	△211,804
当 期 末 残 高	△141,897	3,451,759	△1,569	8,521	3,458,712

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

株式会社 ティーツー  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 熊谷 康司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティーツーの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーツー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

株式会社 ティーツー  
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞

業務執行社員 公認会計士 熊谷 康司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーツーの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、更に、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び三優監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月14日

株 式 会 社 テ イ ツ 一 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	塚 本 陽 二 ㊴
社 外 監 査 役	平 田 修 ㊴
社 外 監 査 役	小 松 泰 夫 ㊴
社 外 監 査 役	近 藤 麻 紀 ㊴

以上

以上







## Topics 1

トピックス

### ■ トレーディングカード事業の拡大、FC展開推進

当社のトレーディングカード事業については順調に拡大を続けており、平成28年2月には直営専門店である「トレカパーク立川」を出店致しました。次の成長に向けた施策として推進しているFC展開につきましては、26期末までの累計でFC店17店舗となり、こちらも積極的に取り組みを続けております。



トレカパーク立川店



平成28年3月フランチャイズ・ショーに出展致しました。(東京ビッグサイト)

## Topics 2

トピックス

### ■ コレクターズ商材の導入拡大、新店オープン

フィギュア及びホビーを扱う「コレクターズ」商材は、店舗の活性化、収益性向上を目指して既存店への導入を進めており、26期中では本格導入を目的とした改装を8店舗実施致しました。この新概念を取り込んだ新規店として、「古本市場 喜連西店」を平成27年10月にオープン致しました。



古本市場 喜連西店

## Topics 3

トピックス

### ■ 古着事業「MO-ZEAL (モ・ジール)」新店オープン

新商材として展開しております古着事業については、平成27年7月に「MO-ZEAL村岡店」、「MO-ZEAL大和店」の2店舗を出店致しました。モ・ジールではリユースを軸に『アパレルと生活雑貨』の新たな複合パッケージを構築し、更なる収益拡大にチャレンジしております。



MO-ZEAL村岡店



MO-ZEAL大和店



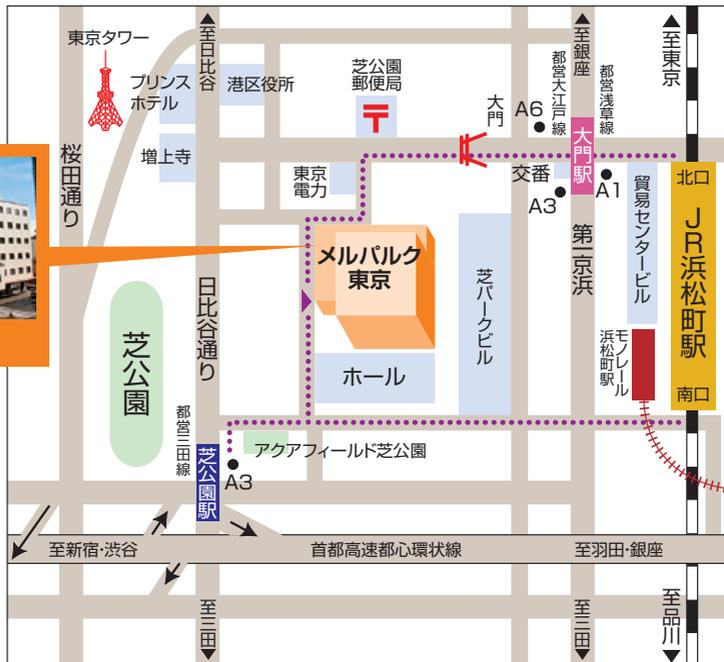
MO-ZEAL大和店 店内

# 株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 5階 瑞雲の間



メルパルク東京



## 会場まで

### ●JR

浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分

### ●モノレール

浜松町駅（北口）から徒歩8分

### ●地下鉄

芝公園駅（都営三田線）A3出口から徒歩2分

大門駅（都営浅草線、都営大江戸線）A3出口から徒歩4分

A6出口から徒歩4分

A1出口から徒歩5分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。